

平成18年度
第2回高等学校入学者選抜審議会資料
平成18年11月20日(月) 14:30～16:30
県庁9階 第1会議室

目 次

I	高等学校入学者選抜審議会条例	1 P
II	諮問関係資料	
1)	宮城県立高等学校入学者選抜について(諮問) (平成17年7月,平成18年7月)	2 P
2)	平成18年度第1回高等学校入学者選抜審議会記録 (入試日程,方針関係分抜粋)	7 P
3)	平成10～20年度の高等学校入学者選抜日程の推移	8 P
4)	入学者選抜事務日程(案)	9 P
5)	学区制関係資料	(別冊)
III	その他の資料	
1)	平成19年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る主な改善点	10 P
2)	平成19年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項	(別添冊子)

高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 昭和47年10月条例第27号

第一条 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

第三条 委員及び専門委員は、学校の教職員、教育研修所の職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

第五条 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第六条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第七条 この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年10月11日条例第27号抄)

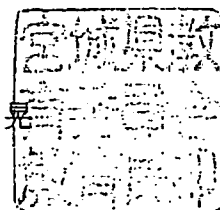
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

高 第 2 0 4 号
平成17年7月12日

高等学校入学者選抜審議会
委員長 西林 克彦 殿

宮城県教育委員会
教育長 白石



宮城県立高等学校入学者選抜について（諮問）

このことについて、高等学校入学者選抜審議会条例第1条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 平成19年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について（別紙）
- 2 平成19年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について（別紙）
- 3 県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について（別紙）

(別紙)

県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について

本県の学区制は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図ることを基本に、高校の再編成による学校配置や進学を希望する生徒の学校選択等を考慮し、生活圏・居住圏としての一定の地域のまとまり、学校数や収容人員、通学距離や交通網など地域の実情等を踏まえ、昭和 25 年に 13 の学区を設定し、発足しました。

その後、学区の枠組みについては、その時々の実情や社会状況の変化等に対応し、数次にわたって改正を行ってまいりました。

特に、昭和 52 年度においては、仙台学区における過度の受験競争を緩和するとともに、仙台学区と他の学区との規模の適正化を図る観点から仙台学区を南北に分割し、また、平成 13 年度においては、それまでの 8 地区から 5 地区に拡大するとともに「通える学校から通いたい学校へ」という生徒のニーズに応えるため、他の地区の高校への通学を一定の範囲内で認める、いわゆる 3% 枠を設けるなどして、現在に至っております。

こうした中で、県教育委員会としては、生徒一人ひとりの個性を重視する観点から、高等学校全体の再編整備を進めるなどして生徒の多様な学びの場の確保に努めておりますが、学区制が適用される全日制課程普通科においても、中高一貫教育校の設置、コースや単位制の導入など「特色ある学校づくり」を進めているところです。

本県の学区制の基本的な考え方については、設定時から大きく変わってはおりませんが、高校全入時代を迎えつつある中での教育の多様化、少子化の進展による急速な児童生徒数の減少、交通網の発達や生活圏の広域化など、今日の教育を取り巻く環境は大きく変容してきており、その対応が大きな課題となっております。この間、国においては、「高校教育の普及とその機会均等を図るという通学区域の意味は、今日においては制定当初と違って薄れている」との観点から、平成 13 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会がその所管する高等学校の通学区域（学区）を定める条項を削除しており、学区の存廃までを含め、各教育委員会の判断に委ねられることになっております。

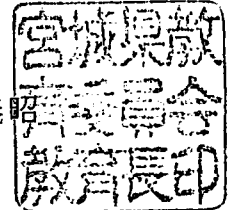
今後の学区制については、受験競争の激化や学校間格差の拡大等を招かないよう高等学校教育を適正に進めつつ、生徒の多様な選択の機会を確保することが益々重要となっていることから、今日の学区制を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的に検討する必要があります。

こうしたことから、「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方」について、貴会の意見を求めるため、諮問するものであります。

高第154号
平成18年7月13日

高等学校入学者選抜審議会
委員長 西林 克彦 殿

宮城県教育委員会
教育長 佐々木 義昭



宮城県立高等学校入学者選抜について（諮問）

このことについて、高等学校入学者選抜審議会条例第1条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

- 1 平成20年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について（別紙）
- 2 平成20年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について（別紙）

(別紙)

平成20年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について

平成20年度宮城県立高等学校入学者選抜に係る推薦入試面接等実施日、連携型中高一貫教育に関する入試（以下「連携型入試」という。）実施日、推薦入試合格発表日、連携型入試合格発表日、一般入試学力検査日及びその合格発表日については、下記のとおりとする。

記

推薦入試面接等実施日	平成20年1月31日（木）
連携型入試実施日	
推薦入試合格発表日	平成20年2月 7日（木）
連携型入試合格発表日	
一般入試学力検査日	平成20年3月 6日（木）
一般入試合格発表日	平成20年3月12日（水）

(別紙)

平成20年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。
- (3) 県外、海外及びやむを得ない理由による地区外からの出願承認に当たっては、高等学校長は、公正、適正な審査を行うものとする。また、海外帰国者等の選抜については、弾力的に対応するものとする。

2 推薦入試

高等学校長は、学校・学科の特色に応じて、推薦入試を実施することができる。この場合、推薦書を基に、調査書のみ審査、あるいは調査書に、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の結果を合わせた審査を行うことができる。

3 一般入試

- (1) すべての高等学校は一般入試を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。

ア 面接

イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合）

ウ 各教科の配点の比重を変える傾斜配点

また、必要に応じその他の資料を加えることができる。

- (2) 学力検査

ア 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

イ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

ウ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみ審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する入試

当該高等学校長は、選抜に当たって、調査書及び面接の結果等に基づいて総合的に審査する。

平成18年度第1回高等学校入学者選抜審議会会議録(選抜日程, 選抜方針関係分抜粋)

- 事務局 : 推薦入試・連携型入試の実施日は, 予備調査, 出願期間, 合格発表までの期間等を総合的に勘案し, 例年1月末に設定している。
中学校で作成する推薦入試・連携型入試出願者の調査書は, 12月末現在のものとして作成するので, 出願の開始時期を早めることは調査書作成に影響が出る。また, 実施後も, 推薦不合格者の指導, 一般入試出願者の指導や調査書の作成等を考えると一般入試出願までの期間を短縮することも困難である。
以上から, 平成20年度推薦入試・連携型入試の実施日を前年度, 前々年度同様1月31日に, 合格発表日を2月7日にしたいと考えている。
一般入試学力検査日及びその合格発表日は, 第二次募集の出願期間及び学力検査等の実施日を確保し, かつ各高校の年度末業務と中学校の授業や卒業式への影響をできるだけ少なくするよう, 案を作成している。
学力検査日の案である3月6日は, うるう年の関係で19年度よりも1日早くなっているが, それぞれの間の日数は平成19年度入試とまったく同じになっている。
「選抜方針について」は, 平成19年度入試と変更はない。
- A委員 : 平成18年度入試から青森県が推薦入試を廃止した。推薦入試を含めた入試制度そのものの在り方についてはどう考えているのか。
- 事務局 : 現在のものが100点満点と考えているわけではない。昨年から県外調査などで研究を行っているが, 入試は毎年変えることができるものでもないので, 現在入念に調査研究している。
- A委員 : 私立学校としては, 推薦入試の日程を私立一般入試の後に実施して欲しいと考えている。
- 西林委員長 : おおむねこの線で行くとして, 答申は秋の審議会としたい。何かあれば, 事務局に指摘するか, また次回にお願いしたい。

平成10年度～平成20年度(案)の高等学校入学者選抜日程の推移

諮問案

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
推薦入学出願者受付	1. 16～23	1. 14～22	1. 14～21	1. 15～23	1. 15～23	1. 14～22	1. 14～22	1. 13～21	1. 13～23	1. 15～23	
推薦入学出願者の面接等	1. 30(金)	1. 29(金)	1. 28(金)	1. 31(水)	1. 31(木)	1. 30(木)	1. 30(金)	1. 31(月)	1. 31(火)	1. 31(水)	1. 31(木)
(私立高等学校入試・他地区)	1. 28～29	1. 27～28	1. 26～31	1. 25～26	1. 24～29	1. 28～29	1. 25～29	1. 26～27	1. 26～27	1. 29～30	
(私立高等学校入試・A日程)	2. 2～3	2. 1～2	2. 1(火)	2. 2(金)	2. 1(金)	2. 3(月)	2. 2(月)	2. 1(火)	2. 1(水)	2. 1(木)	
(私立高等学校入試・B日程)	2. 4～5	2. 3～4	2. 3(木)	2. 5(月)	2. 4(月)	2. 5(水)	2. 4(水)	2. 3(木)	2. 3(金)	2. 5(月)	
推薦入学結果通知	2. 6(金)	2. 5(金)	2. 4(金)	2. 7(水)	2. 7(木)	2. 6(木)	2. 6(金)	2. 7(月)	2. 7(火)	2. 7(水)	2. 7(木)
出願受付	2. 13～19	2. 12～18	2. 14～21	2. 15～23	2. 15～25	2. 14～24	2. 16～24	2. 15～24	2. 14～23	2. 15～23	
学力検査	3. 9(月)	3. 8(月)	3. 8(水)	3. 8(木)	3. 7(木)	3. 6(木)	3. 5(金)	3. 9(水)	3. 8(水)	3. 7(水)	3. 6(木)
合格者の発表	3. 13(金)	3. 12(金)	3. 14(火)	3. 14(水)	3. 13(水)	3. 12(水)	3. 11(木)	3. 15(火)	3. 14(火)	3. 13(火)	3. 12(水)
第二次募集出願受付	3. 16～20	3. 15～18	3. 15～18	3. 15～19	3. 14～18	3. 13～18	3. 12～18	3. 16～18	3. 15～20	3. 14～19	
第二次試験	3. 20～25	3. 18～23	3. 21～23	3. 21～22	3. 19～20	3. 19～20	3. 19～22	3. 22～23	3. 22～23	3. 20～22	
第二次募集合格発表	3. 20～25	3. 18～23	3. 21～23	3. 21～22	3. 19～20	3. 19～20	3. 19～22	3. 22～23	3. 22～23	3. 20～22	

∞

平成20年カレンダー

1 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	

3 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

入学者選抜事務日程（案）

平成20年度 入学者選抜（案）

平成19年度 入学者選抜

平成18年度 入学者選抜

10月中 願書・調査書等用紙配布
6月中 募集定員

10月中 願書・調査書等用紙配布
6月中 募集定員

10月中 願書・調査書等用紙配布
6月中 募集定員

日	曜	内容	日	曜	内容	日	曜	内容
1/1	火		1/1	月		1/1	日	
2	水		2	火		2	月	
3	木		3	水		3	火	
4	金		4	木		4	水	
5	土		5	金		5	木	
6	日		6	土		6	金	
7	月		7	日		7	土	
8	火		8	月	(成人の日)	8	日	
9	水		9	火		9	月	(成人の日)
10	木		10	水		10	火	
11	金		11	木		11	水	
12	土		12	金		12	木	
13	日		13	土		13	金	▽
14	月	(成人の日)	14	日		14	土	▽
15	火		15	月	▽	15	日	▽
16	水		16	火	▽	16	月	
17	木		17	水		17	火	
18	金		18	木	予備調査報告書、同票計表、推薦受付	18	水	
19	土		19	金		19	木	予備調査報告書、同票計表、推薦受付
20	日		20	土		20	金	
21	月		21	日		21	土	
22	火		22	月		22	日	
23	水		23	火	PM 3時 ▲ ▲ ▲ 志願者数等の報告	23	月	PM 3時 ▲ ▲ ▲ 志願者数等の報告
24	木		24	水		24	火	
25	金		25	木		25	水	
26	土		26	金		26	木	
27	日		27	土		27	金	
28	月		28	日		28	土	
29	火		29	月		29	日	
30	水		30	火		30	月	
31	木	推薦入試の面接等	31	水	推薦入試の面接等	31	火	推薦入試の面接等
2/1	金		2/1	木	私立高校A日程入試	2/1	水	私立高校A日程入試
2	土		2	金		2	木	
3	日		3	土		3	金	私立高校B日程入試
4	月		4	日		4	土	
5	火		5	月	私立高校B日程入試	5	日	
6	水		6	火		6	月	
7	木	推薦結果通知(午後4時) ▽	7	水	推薦結果通知(午後4時) ▽	7	火	推薦結果通知(午後4時) ▽
8	金		8	木		8	水	
9	土		9	金		9	木	
10	日		10	土		10	金	
11	月	(建国記念日)	11	日	(建国記念日)	11	土	(建国記念日)
12	火		12	月	(振り替え休日)	12	日	
13	水		13	火		13	月	推薦合格者数等報告 ▲
14	木		14	水	推薦合格者数等報告 ▲	14	火	一般入試出願 ▼
15	金		15	木	一般入試出願 ▼	15	水	
16	土		16	金		16	木	
17	日		17	土		17	金	
18	月		18	日		18	土	
19	火		19	月		19	日	
20	水		20	火		20	月	
21	木		21	水		21	火	
22	金		22	木		22	水	
23	土		23	金	出願者数報告 出願〆切(11:00) ▲	23	木	出願者数報告 出願〆切(11:00) ▲
24	日		24	土		24	金	特例出願 ▼
25	月		25	日		25	土	
26	火		26	月	特例出願 ▼	26	日	
27	水		27	火		27	月	
28	木		28	水	県外出願承認報告	28	火	
29	金		29	木		29	水	県外出願承認報告
3/1	土		3/1	金	特例措置出願〆切(正午) ▲	3/1	木	
2	日		2	土		2	水	特例措置出願〆切(正午) ▲
3	月		3	日		3	火	
4	火		4	月		4	水	
5	水		5	火		5	木	
6	木	学力検査	6	水	学力検査	6	火	学力検査
7	金		7	木		7	水	
8	土		8	金		8	木	
9	日		9	土		9	金	
10	月		10	日		10	土	
11	火		11	月		11	日	
12	水	合格発表(15:00)	12	月		12	月	
13	木		13	火	合格発表(15:00)	13	日	
14	金		14	水	▽2次募集出願受付	14	火	合格発表(15:00)
15	土		15	木		15	水	▽2次募集出願受付
16	日		16	金		16	木	
17	月		17	土		17	金	
18	火		18	日		18	土	
19	水		19	月	▲11:00 成績報告、答案送付〆切	19	日	
20	木		20	火	第二次学力検査等 ▼	20	月	▲11:00 成績報告、答案送付〆切
21	金	(休分の日)	21	水	(休分の日)	21	火	(休分の日)
22	土		22	木		22	水	第二次学力検査等 ▼
23	日		23	金		23	木	▲
24	月		24	土		24	金	
25	火		25	日		25	土	
26	水		26	月		26	日	
27	木		27	火		27	月	
28	金		28	水		28	火	
29	土		29	木		29	水	
30	日		30	金		30	木	
31	月		31	土		31	金	

平成19年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項に係る主な変更点等

■入学者選抜日程

項 目	平成19年度	平成18年度
・ 志願者予備調査報告書の提出 ・ 推薦入試出願受付 ・ 連携型入試出願受付	1月15日(月)から 1月23日(火)午後3時まで	1月13日(金)から 1月23日(月)午後3時まで
・ 推薦入試出願者の面接・実技・作文等 ・ 連携型入試出願者の面接等	1月31日(水)	1月31日(火)
・ 推薦入試結果通知 ・ 連携型入試結果通知	2月7日(水)午後3時	2月7日(火)午後3時
・ 推薦入試合格者の発表 ・ 連携型入試合格者の発表	2月7日(水)午後4時	2月7日(火)午後4時
・ 一般入試出願受付	2月15日(木)から 2月23日(金)午前11時まで 通信制は 3月1日(木)から 3月16日(金)午前11時まで	2月14日(火)から 2月23日(木)午前11時まで 通信制は 2月14日(火)から 3月17日(金)午後4時まで
・ 特例措置による出願受付等	2月26日(月)から 3月2日(金)正午まで	2月24日(金)から 3月3日(金)正午まで
・ 学力検査	3月7日(水)	3月8日(水)
・ 一般入試合格者の発表	3月13日(火)午後3時	3月14日(火)午後3時
・ 第二次募集出願受付	3月14日(水)から 3月19日(月)午前11時まで	3月15日(水)から 3月20日(月)午前11時まで
・ 第二次募集出願者の学力検査等 ・ 第二次募集合格者の発表	3月20日(火)から 3月22日(木)まで	3月22日(水)から 3月23日(木)まで

《記載について》

■大項目名

小項目名	要項頁	主な変更点
------	-----	-------

■推薦入試

推薦入試の実施	p. 8	各中学校から推薦できる人数についての文言を削除した。
入学者選抜手数料	p. 10	仙台市立高等学校志願者の入学者選抜手数料について、「現金」から「現金又は郵便為替」に変更した（一般入試 [p. 15]，第二次募集 [p. 21] についても同様）。
面接・実技・作文等	p. 11	やむを得ない理由により分校において実施する場合は、その旨を県教育長に申請し、承認を受ける旨を明記した。
推薦入試合格通知書	p. 12	これまでの「推薦入試合格通知書（様式M'）」を「合格通知書（様式O'）」に変更した。

■一般入試

収入証紙の消印等の事務処理	p. 16からp. 35に移動	県立高等学校では、入学願書について収入証紙の消印等の事務処理をし、学校に保管する旨の記載を「IX その他」の「5 宮城県収入証紙の取扱いについて」の項目(2)に移動した(p. 35)。
---------------	-----------------	--

■第二次募集

出願手続について	p. 22 p. 23	出願受付の項目を追加した。
学力検査等	p. 24	やむを得ない理由により分校において実施する場合は、その旨を県教育長に申請し、承認を受ける旨を明記した。

■その他

宮城県収入証紙の取扱いについて	p. 35	項目名に合わせて、市立高等学校に出願する場合についての文言を削除した。
-----------------	-------	-------------------------------------

■各種様式一覧

報告者又は送付者、最終報告先又は送付先	p. 37	志願者等の文言について整理した。
---------------------	-------	------------------

■諸様式

合格通知書(様式O')	p. 45	従来あった推薦入試合格通知書(様式M')を削除し、合格通知書(様式O')を推薦入試でも使用することとした。
入学願書 推薦入学願書	p. 56～ p. 59	市立高等学校出願者の手数料について、仙台市と石巻市を分けて記載するとともに、記入上の注意にその旨を明記した。

■県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱い

県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定	p. 64 p. 65	市町村合併等に伴い、宮城県と岩手県との協定及び宮城県と福島県との協定の別表の記載内容を、それぞれ変更した。
----------------------	----------------	---

■石巻市立高等学校の通学区域に関する規則

石巻市立高等学校の通学区域に関する規則	(4)	市町村合併に伴い、石巻市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を変更した。
---------------------	-----	---------------------------------------

■県立高等学校の通学区域に関する規則

県立高等学校の通学区域に関する規則	(1)	市町村合併に伴い、県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を変更した。
-------------------	-----	-------------------------------------